

令和6年度税制改正について

主な改正点は以下のとおり。

1 個人住民税 定額減税

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を実施する。

納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。

減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。

2 不動産取得税 住宅及び土地に対する税率特例の延長

住宅及び土地の取得に対する不動産取得税の軽減税率の適用を令和9年3月31日まで3年延長する。

[本則税率：4%] → [軽減税率：3%]
住宅・土地の取得

3 狩猟税 有害鳥獣捕獲許可を受けた狩猟者の税率軽減の延長

税率を2分の1にする特例を5年延長し、令和11年3月31日まで適用する。

[狩猟税の税率]

免許区分	本則税率	許可捕獲への軽減税率
第1種銃猟免許	16,500円	8,200円
所得割非課税者等の 第1種銃猟免許	11,000円	5,500円
第2種銃猟免許	5,500円	2,700円
網猟免許・わな猟免許	8,200円	4,100円
所得割非課税者等の 網猟免許・わな猟免許	5,500円	2,700円

4 個人住民税（寄附金控除） 公益信託制度の抜本改正

公益信託の引受けの許可及び公益信託に対する監督を主務官庁により行うとしていた現行制度を改め、公益信託の引受けの認可及び公益信託に対する監督を「公益認定等委員会」等の関与の下、内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度として新たに創設するもの。

（公益信託ニ関スル法律の全部改正）

所得税法の寄附金控除が改正されるため、同法を引用している地方税の寄附金控除も新制度に対応して変更となる。

※令和9年1月1日から適用

5 法人事業税 外形標準課税対象法人の見直し

①意図的な減資への対応

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金1億円超）又は②の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」とする。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用

②100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。